第

4605 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 税務調査の事前通知がされない場合

Q:税務調査の事前通知がされない場合が 明らかになったそうですが、どんな場合なん ですか?

A:次の場合には事前通知がなされません。 【解説】

平成23年12月に国税通則法が改正され、税 務調査の手続きが法令で明確にされました。

実地調査をする場合には、原則として事前 通知がされますが、申告内容や過去の調査結 果、事業内容などから、事前通知をすると① 違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税 標準等又は税額等の把握を困難にする恐れが ある場合、②その他国税に関する調査の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めら れる場合—具体的には次のような場合—には、 事前通知が行われないこととなっています。

- ①調査の実施を困難にすることを意図し、逃亡することが合理的に推認できる場合
- ②調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄 し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、 又は偽造することが合理的に推認できる場 合
- ③過去の違法又は不当な行為の発見を困難に する目的で、質問検査等を行う時点におい て適正な記帳又は書類の適正な記載と保存 を行っている状態を作出することが合理的 に推認される場合
- ④事業実態が不明であるため、実地に臨場した上で確認しないと事前通知先が判明しない等、事前通知を行うことが困難な場合







